



平成26年明けましておめでとぅございます

昨年は株価も五割以上値上がり、日本経済も立ち直りを感じられる一年でした。今年から東京オリンピックまでの6年間は、景気が上向くものと確信が持ててきました。円安、株高、金高、好景気となれば、最後に活気づくのは不動産でしょう。

鳥山会計も職員の大量採用、本の出版、税理士法人化、プラザ鳥山、池袋オフィス開設、セミナー2回開催と矢継ぎ早にハード、ソフト両面から挑戦を行い、今年から2年目に当たる平成28年の創立30周年記念事業に向けた足がかりを築いた一年でした。

鳥山会計グループによる賃貸不動産大家さんの管理数の拡大と太陽光発電システムの設置拡大は、不動産所得の顧客先の拡大をもたらし、私がやみくもに行ってきた、不動産賃貸収入による安定収入と税理士業という天職がうまくマッチングされてきた昨今です。迷いなくこの道を更に突き進み、将来は中小零細企業のオフィス料、会計事務所への顧問料、経営コンサルト料、経営者・従業員の家賃補助金を出して応援し、鳥山会計グループの良さを広めていきたいと思っております。

今年も皆様のために、早い、安い、正確で感じのよい鳥山会計にしていきたいのでどしどしご要望をお伝え下さい。平成26年1月吉日

鳥山 昌則

おかげさまで好評です!

「闘う税理士・税理士大家さん」鳥山昌則著 幹書房 定価 1,260 円(税込) (ご注文は書店又は Amazon.com にて)



起業したい方、節税対策を教えて欲しい方、税務調査・相続税が心配な方、大家業で苦勞している方に、現役税理士が教える必携書! 付録・鳥山流投資作戦の伝授

法人化記念特別セミナー

消費税転嫁対策作戦!

昨年、11月30日に鳥山会計セミナー第2弾、「祝・税理士法人記念セミナー」を開催させていただきました。消費税はどんな税金なのか? から始まり、消費税転嫁対策まで、初心者でも分かり易く解説いたしました。売上や仕入れ、給与まで想定して、鳥山の経験と税務調査まで見越した節税対策を伝授! 転嫁に対する書面の例文、出し方、タイミングなど、このセミナーでしか聞くことの出来ない事を満載でお届けいたしました。

17年ぶりの消費税増税は、国を挙げての対策です。その背景には、景気回復の兆しを見越しての事ですが、中小企業にはなかなかその兆しは見えてきません。増税に対する節税対策は不可欠なのです。後半は、ディーエスピー株式会社 代表取締役社長 都丸 中様より実体験を元にお話ししていただきました。増税に対策として元請けに対する交渉は、相手がお願

Amazonのカスタマーレビューよ

★★★★★ (5つ星のうち4) 現在の税理士に不満のある方必読

経験豊富な税理士の経験が書かれた本。不動産投資についてもかなりのページを割いて紹介している。現在の税理士に不満を持っている方は一度読んで顧問税理士と比べてみるとよいのでは。ブログからの記事を編集したもので構成に若干不満が残るが、新しい気づきが多い本であった。

いしてきたタイミングでこちらも見計らった様にお願いをします。固定費の定番、家賃は大家さんとの信頼関係を築かれた上での10%も見越して家賃交渉するなど、交渉術の素晴らしさ、人と人の大切さも感じさせていただきました。(清水)



税理士法人記念特別セミナーには多くの方が参加され、大変好評でした

☆印紙税の非課税範囲が拡がります☆

ご存じですか?平成26年4月から領収証等の印紙税の非課税範囲が拡がります。「金銭又は有価証券の受取書」の非課税範囲の金額が3万円未満から5万円未満になります。平成26年4月1日以降に作成されるものから適用になります。もし、誤って印紙が必要ない領収書等に収入印紙を貼ってしまった場合、印紙税を還付してもらうには税務署に原本を提示して手続きが必要になります。領収書等を取引の相手方に渡している場合にも、還付には領収書等の原本を提示する必要がありますので、誤りがないようにご注意ください。

領収書等(金銭又は有価証券の受取書)とは...

- ① 「領収証」、「領収書」、「受取書」、「レシート」
- ② 金銭又は有価証券の受取事実を証明するために請求書や納品書に「代済」、「相殺」、「了」等と記入したもので、「お買上票」等と称するもので、その作成の目的が金銭または有価証券に受領事実を証明するために作成するもの



税理士試験 3名合格!

昨年の税理士試験に於いて、鳥山会計から3名合格しました。合格者の体験談をご紹介します

今村 章吾

昨年は8月に税理士試験、当事務所には不動産業のお客様が多く、不動産に関する知識をつけたいと思い、10月に宅地建物取引主任者の受験を決意しました。税理士試験は消費税を受験しました。消費税法は、3年間連続でAランク(合格一步手前)でした。この3年間は、努力をしているつもりでも結果が出ない、とても辛い時期が続きました。長くかかりましたが、4年目にてようやく、合格を勝ち取ることができました。今回の受験にあたっての課題として、専門学校の全ての練習答練でも上位10%に入ることを目標に努力をしました。そのため、朝の時間を活用することを徹底しました。5時に起床し、7時30分に事務所に着き1問、総合問題を解くこと。お昼は理論暗記、夜は間違えた箇所を個別にて復習しました。その生活を1月〜8月まで行い、このリズムは良いと思います、税理士試験後も宅地建物取引主任者の試験を10月まで続け、時間を有効活用しました。その結果、宅地建物取引主任者は、初年度の受験で合格することができました。税理士試験や宅地建物取引主任者の試験で学んだことは、自分には踏み込みが甘いことから、自分が思ったよりあと一歩頑張ることだと思いました。税理士になるまでの道のりは長く7年間かかりましたが、ご協力頂きました、家族や職場、友人の方々の支えがありここまでこれました。本当にありがと

うございました。まだまだ、未熟者ではありますが、お客様の立場に立ち、お客様が求めていることに対して、的を得た返しができるように精進して参りますので今後ともよろしくお願い致します。

合格率 消費税法(11.8%)
宅地建物取引主任者(15.3%)

笹川 嘉昭

私は平成25年度の税理士試験で所得税法に合格しました。前回の試験を受験するにあたって、平日は仕事をし、更には1月に結婚をし、6月に結婚式をし、9月に子供(長男)が誕生したこともあり、まとまって勉強時間をとることができませんでした。それでも合格ができたのは、効率よく勉強ができた事だと思います。時間がない中で、とくに時間を使ったのが、テキストの読み込みでした。毎週月曜日に税理士試験の予備校で試験がありましたので、毎週日曜日は試験範囲に関係なくテキストを必ず読む習慣をつけました。それを1月から7月までの7ヶ月間繰り返す事によって、最終的に条文を網羅的に理解することができました。今回の結果によって、改めて「継続は力なり」という言葉のすばらしさを実感しました。最後に、今回の結果に満足せず、仕事、試験勉強を頑張りたいと思います。

合格率 所得税法(14.8%)

久保田 洋行

今回の相続税法の試験ですが、例年より難しく感じられ、できたという実感がなかったことから、結果発表までは非常に不安でした。そのような中、合格でき

たのは、最後まであきらめなかったことと、環境に恵まれたことが大きな要因と思っています。今振り返りますと、今回の試験が「最後まであきらめない」まさしくこの言葉があてはまる試験だった様に思います。税法の試験問題は、大きく計算問題と理論問題とに分かれていますが、これを2時間で解くわけですが、多くのの方は、全体的に一通り目を通してから理論を先に解くようです。私は、理論は後回しにしています。計算を後にすると、私の場合、残り時間がわずかになると焦ってミスが増えるからです。理論を後にするとそのような心配はありません。あとは、閃くかどうか、覚えているかないか、書き続けられるかどうかにかかってくるからです。今回の試験は、計算がとても難しくボリュームも多かったため、最低限の答案を作成するのに予定以上の時間と労力を要してしまいました。理論を解答するには十分な残り時間はありません。やってはいけない時間配分のミスでした。試験中にもかかわらず、正解かどうかは別としても、あきらめることなく、終了の合図があるまでひたすら答案を書き続けたことが良かったのかなと思っっています。また、自分の運のよさのようなものを感じています。環境に恵まれずに受験自体を断念する方なども多い中、今回のように受験できる恵まれた環境にいること自体、私は本当に運が良いなと思っっています。当事務所に採用していただき1年が経とうとしていますが、当事務所には、私同様、税理士試験の勉強をしている方も多く、良い励みとさせていただいています。また、周りの

方からは毎日実務に関する多くの事を教えていただいています。実務経験も少なく、決して若くもない私ですが、このような環境で仕事と勉強をできることに非常に感謝しております。今後につきまして、1年でも早く5科目合格を実現して、お世話になっている社内外の方々に報告できるよう頑張りたいと思っています

合格率 相続税法(11.7%)

【税理士報酬の変更についてのお知らせ】

平成25年11月より税理士法人化させていただいたこと、また、平成26年4月より消費税率が5%から8%になることに伴い、当事務所の税理士報酬に変更があります。

変更の内容は以下の2点です。

① 税理士報酬からの源泉所得税を差し引かなくなりました。

税理士個人事務所のときは、税理士報酬から源泉所得税を差し引いてお支払いをしていただいていたのですが、税理士法人では源泉所得税を差し引く必要がなくなりました。

② 平成26年4月分から顧問料に加算される消費税率も8%になります。

※ ご不明な点がございましたら、担当者までお問い合わせください。